

かまくら 勤労市民ニュース

令和 2年(2020年)10月1日 No.113
編集発行 鎌倉市商工課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
電 話 0467-23-3000 内線 2402
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

令和2年(2020年)10月1日から

時間額 1,012 円

改定前 1,011 円より
1円引上げ

神奈川県最低賃金は、県内事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

新型コロナウイルス感染症に係る支援について

令和2年9月30日現在

9月末に期限を迎えた雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、本年12月末まで延長となりました。

事業	内容	問い合わせ
持続化給付金(国)	営業自粛などにより事業収入が一定額減少した事業者へ支給	持続化給付金事業コールセンター TEL 0120-115-570
家賃支援給付金(国)	緊急事態宣言の延長などにより売り上げが減少した事業者の事業継続を支援するため、事業所などの地代・家賃(賃料)の一部を支給	家賃支援給付金コールセンター TEL 0120-653-930
小学校休業等対応助成金(国)	臨時休業などで、小学校などに通う子どもの世話が必要になった従業員に対し、有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金	
小学校休業等対応支援金(国)	臨時休業などで、小学校などに通う子どもの世話が必要になり休業した個人事業主(フリーランスを含む)に対する助成金	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL 0120-60-3999
雇用調整助成金(国)	雇用維持を図る事業者を対象に休業手当・賃金などの一部を助成 ※詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(国)	感染症拡大防止措置の影響により休業した中小企業の労働者で、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった場合に支給 ※詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276

～神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業が実施されます～

	事業	概要	問い合わせ
医療分	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関等に勤務する医療従事者や職員に慰労金を給付	[制度等の照会問合せ] Tel 0120-786-577 [運用・申請に関する問合せ] Tel 0570-033-160
	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	医療機関・薬局等において感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用を支援	
介護分	慰労金支給事業	介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員に慰労金を支給	[制度等に関して] 厚生労働省新型コロナ緊急包括支援交付金（介護分）コールセンター Tel 03-5253-1111 （内線 3907、3807） [申請手続きに関して]
	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	介護サービス事業所・介護施設等の感染症対策に必要なかかり増し経費を支援	
	介護サービス再開に向けた支援事業 (在宅サービス事業所)	サービス利用休止中の利用者の利用再開に向けた働きかけにかかる経費を補助	
	環境整備への支援事業 (在宅サービス事業所)	必要な環境整備に要する物品の購入費用や設備改修経費等を補助	
障害分	障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	障害福祉サービス施設及び事業所等に勤務し、利用者と接する職員に慰労金を支給	神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護・障害分）コールセンター Tel 0570-077-160
	障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	感染症対策を徹底した上でサービスを提供するため必要な経費を支援	
	在宅サービス事業所における環境整備への支援事業	在宅サービス事業所等における感染防止のための環境整備に要する経費を支援	

～新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金～

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されました。同措置により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金が創設されました。



Ochibi Moyoco Anno/Cork

相談・申請窓口は、神奈川県労働局 雇用環境・均等部 企画課 Tel 045-211-7357

労働需要調査への協力について

鎌倉市では、市内の事業所に勤務する勤労者の実態を明らかにし、労働環境の向上を目指した労働に関する調査を毎年実施してきました。令和2年度は市の労働行政に一層活用できるよう、名称を「労働需要調査」と改め、調査項目も新たに実施しますので、調査への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、令和元年度の調査結果は「鎌倉市の労働事情」として市ホームページ、支所、中央図書館等でみることが出来ます。

※令和2年度労働需要調査は、1,000事業所を対象に11月中旬頃調査票を発送します。

中小企業退職金共済制度について

～退職金は国の制度を上手に活用～

中小企業退職金共済制度は、退職金制度をもつことが困難な中小企業に、大企業と同じような退職金を支払うことができるようにすることを目的としています。

制度の特徴は、次のとおりです。

- ①加入後4か月目から1年間、国が掛金月額 $1/2$ （従業員毎に上限5,000円）を助成
- ②外部積立で管理が簡単
- ③掛金は非課税
- ④従業員毎に16種類から掛金月額を選択
- ⑤短時間労働者にはより低い特例掛金月額、新規加入助成に上乗せ
- ⑥通算制度でまとまった退職金
- ⑦退職金は直接従業員へ
- ⑧福利厚生に利用できる提携サービス
- ⑨解散存続厚生年金基金及び特定退職金共済制度を廃止した団体からの移行
- ⑩鎌倉市の助成（加入から3年間加入従業員一人当たり400円を補助）

詳しくは中小企業退職金共済事業本部まで ホームページ (<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>)

TEL 03-6907-1234

鎌倉市経営相談

中小企業・小規模事業者や創業予定の方、お見逃しなく！

売上拡大、創業、事業承継、商品開発など経営に関わる全般に、中小企業診断士が下記日程で相談に応じます。申し込みは市商工課商工担当まで電話またはメールで予約が必要です。

TEL 0467-23-3000（内線2355） ✉ shoko@city.kamakura.kanagawa.jp（希望日時、お名前、ご連絡先、主な相談内容をメール本文に記載ください。）

日時：10月29日（木）、11月26日（木）、12月21日（月）、
令和3年1月28日（木）、2月25日（木） } 各日9:00～17:00
(1回1時間)

場所：市役所本庁舎1階市民相談室（受付：商工課窓口、1階25番）

●●● 勤労者生活資金融資制度 ●●●

新型コロナウイルス感染症対策費を追加

生活資金融資制度は、鎌倉市と「中央ろうきん」が提携して、鎌倉市に居住または勤務されている方へ無担保で資金を融資する制度です。令和2年8月から新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方の生活費として利用いただけるようになりました。

- ・対象者 市内に居住または勤務する勤労者の方（原則として、同一勤務先に1年以上勤務、前年度税込年収150万円以上）
 - ・資金使途 増改築費、冠婚葬祭費、医療費、教育費、耐久消費財購入費、技術取得費、育児・介護休業対策費、賃金遅欠配による応急生活対策費、新型コロナウイルス感染症対策費（生活に苦慮されている方の生活費）
 - ・融資限度額 300万円（新型コロナウイルス感染症対策費は100万円）
 - ・返済期間 10年以内（育児・介護休業対策費、新型コロナウイルス感染症対策費は1年以内の据置可能）
- 問い合わせ先：中央労働金庫大船支店（鎌倉市大船2-17-39）Tel 0467-46-6291
鎌倉市市民生活部商工課 Tel 0467-61-3853（直通）

各種相談

相談無料・秘密厳守！

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまくら毎月1日号に掲載しています。電話予約のうえ、お気軽にご利用ください。

予約・申込：鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 Tel 0467-61-3853（直通）
予約受付は、原則前月20日から（高齢者就労相談以外）

メールによる労働相談

鎌倉市のホームページから相談を。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/soudan.html>

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。労働問題全般にわたり相談に応じます。（社会保険労務士）

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇用者どちらでも相談可能です。（社会保険労務士）

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇用者の相談に応じます。（シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士）

就職支援相談

就職活動の進め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等就職活動に関する事なら何でも相談に応じます。（キャリアコンサルタント）

高齢者就労相談

概ね55～74歳の鎌倉市民または鎌倉市内の企業に就業希望の方のお仕事探しをお手伝いします。予約はセカンドライフかまくら Tel 0467-55-5520

※ 対面での相談をご希望の場合は、必ずマスク着用をお願いします。また、体調不良の際は相談をご遠慮ください。